

# バリュープラス見舞金制度(保険契約)のご案内

バリュープラス見舞金制度(保険契約)は、株式会社ベネフィット・ワンを保険契約者とし、会員の皆さまを被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。スポーツクラブ・スクール施設内での万が一のケガや盗難に備えた、会員様への自動付帯の保険です。

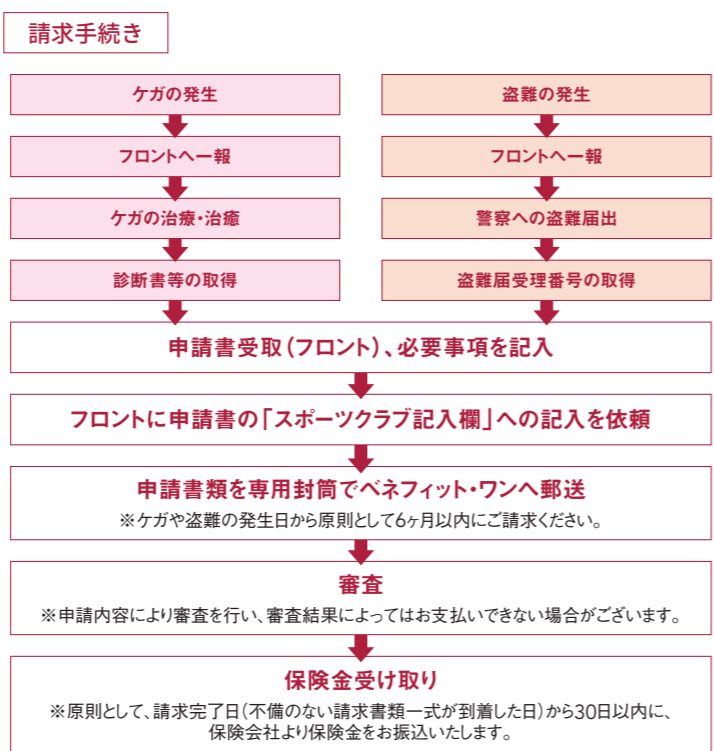
※店舗によりお取り扱いのないプランもございます。 ※本内容は2020年4月1日以降に起きた事故(ケガ)・盗難に適用されます。

|            |                                       |               |  |
|------------|---------------------------------------|---------------|--|
| <b>対象者</b> | バリュープラス会員ご本人のみ<br>※配偶者・二親等内の親族は対象外です。 | <b>補償対象期間</b> | バリュープラス入会日(サービス開始日)から、バリュープラス退会日までに発生したケガや盗難が対象です。 |
|------------|---------------------------------------|---------------|--|

| 種類         | 金額  |          |
|------------|---|----------|
| 死亡・後遺障害    | 100,000円  |          |
| 入院         | 31日以上   | 100,000円 |
|            | 15日以上 30日以内   | 50,000円  |
|            | 8日以上 14日以内  | 30,000円  |
|            | 1日以上 7日以内   | 20,000円  |
| 通院(実日数)    | 31日以上   | 50,000円  |
|            | 15日以上30日以内  | 30,000円  |
|            | 8日以上14日以内   | 20,000円  |
|            | 1日以上 7日以内   | 10,000円  |
| 盗難(一盗難あたり) | スポーツシューズ(ペア)／ゴルフクラブ・ラケット／自転車<br>●対象施設のうち、ゴルフまたはテニス・スカッシュ等の設備がない施設においては、ゴルフクラブまたは各ラケットは対象物とはなりません。<br>●提携会社が保有、運営、または管理する駐輪場以外に駐めた自転車は、対象物とはなりません。 | 5,000円   |
|            | 時計等の貴金属／携帯電話・スマートフォン<br>●貴金属とは、時計・指輪・ネックレス・ブレスレット・イヤリング(ペア)・ピアス(ペア)のことをそれぞれいいます。  | 3,000円   |

※通院とは、病院、診療所、または接骨院・整骨院に通い、医師もしくは柔道整復師の治療を受けることをいい、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のための通院、整体・針灸は含みません。  
※疾病および既往症に対しては、原因の如何を問わず保険金をお支払いいたしません。また、原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛で他覚症状のない身体障害、または疲労の蓄積等、急性のない傷害(いわゆる「テニス肘」等)に対しては、保険金を支払いません。  
※一つの事故に起因する入院見舞保険金、通院見舞保険金の合計支払額は、10万円を限度とします。また、被保険者が、入院見舞保険金及び通院見舞保険金が支払われる期間中に、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しては入院・通院見舞保険金を支払いません。  
※盗難見舞保険金は、対象施設内において盗難が発生し、盗難届を提出して警察に受理された場合にお支払いします。なお、対象物の個数・本数によらず、一つの盗難あたりにて保険金をお支払いします。  
※その他、「見舞金制度(保険契約)のその他の概要について」を合わせてご確認ください。

- 申請書類**
- 見舞金(保険金)請求書**
  - ・必要事項を記入して施設担当者に署名・捺印を依頼してください。
  - ・「死亡後遺障害、入院、通院」と「盗難」の請求書は異なります。
- 証明書**
  - ・通院実日数(回数)が7日以内の場合は、医療機関の明細付領収証の写しをご提出ください。
  - ・通院実日数(回数)が8日以上の場合や入院の場合は、医療機関より診断書を取得してください。※入院期間・通院日が明記されているものであれば、医療機関所定のフォームでも構いません。
  - ・診断書の取り付け費用は会員様のご負担となります。
  - ・盗難の場合は証明書は不要ですが、警察へ届出し受理された盗難届の受理番号が必要となります(申請書にご記入ください)。
- 専用封筒**
  - ・申請書と証明書の送付用封筒です。



# 見舞金制度(保険契約)のその他の概要について

## ■用語のご説明

**保険契約者** 株式会社ベネフィット・ワンをいいます。

**被保険者** バリュープラス会員本人をいいます。

**対象施設** 日本国内に所在する、バリュープラスに加入したスポーツクラブが保有または運営、管理し、被保険者が利用する施設・建物(建物の所在する敷地内の駐車場・駐輪場を含みますが、被保険者が搭乗する自動車(送迎バス含む)、自転車は含まれません。)をいいます。

**事故** 対象施設内において、急激かつ偶然な外来の事故の直接的な結果によって、被保険者がその身体に被った傷害(ケガ)をいいます。

**入院** 医師(注)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院、診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。  
(注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

**通院** 医師による治療が必要な場合において、病院、診療所、または接骨院・整骨院に通い、医師もしくは柔道整復師(注)の治療を受けることをいいます。治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のための通院、整体・針灸は含みません。  
(注)被保険者が柔道整復師である場合は、被保険者以外の柔道整復師をいいます。

**盗難** 対象施設内(バリュープラスに加入したスポーツクラブが保有、運営、または管理する駐輪場以外の駐輪場は含まず)において発生した対象物に対する強盗・窃盗等のうち、盗難届を提出して警察に受理されたものをいいます。

## ■保険金をお支払いする場合

- ・保険期間中に対象施設において発生した外来性のある急激かつ偶然な事故の直接の結果として、被保険者が事故の日(傷害を被った日)をいいます)から180日以内に死亡または後遺障害(厚生労働省:労働者災害補償保険法 施行規則別表第一障害等級表の、障害等級第1級～第5級)が生じた場合に、死亡・後遺障害見舞保険金をお支払いします。
- ・保険期間中に発生した外来性のある急激かつ偶然な事故の直接の結果として、被保険者がその身体に傷害を被った結果、入院または通院した場合に、入院見舞保険金または通院見舞保険金をお支払いします。なお、入院見舞保険金が支払われる期間中は、通院日数に含みません。
- ・対象施設において盗難が発生した場合に、被保険者に盗難見舞保険金をお支払いします(対象物の個数・本数によらず、一つの盗難あたりにて、保険金額をお支払いします)。

## ■保険金をお支払いしない主な場合

- ・被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失による身体障害
- ・被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置による身体障害
- ・盗難の対象物が対象施設の外部にある間に生じた盗難
- ・原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛で他覚症状(注)のない身体障害、または疲労の蓄積等、急性のない傷害(いわゆる「テニス肘」等)  
(注)他覚症状とは…理学的検査、神経学検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- ・原因の如何を問わず、疾病および既往症
- ・被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量 動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間に被った身体障害

- ・被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上バイクを含みます)ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競走、興行(いずれもそのための練習を含みます)をしている間に被った身体障害

## ■保険金の請求について

・被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類を当社に提出しなければなりません。この場合、当社があらかじめ認めた書式により提出しなければなりません。

- ①見舞金(保険金)請求書
- ②医師の証明書(入院日数または通院日数を記載したもの。ただし通院日数7日以内の場合は病院名記載の領収証(写しでも可))。もしくは柔道整復師の証明書(通院日数を記載したもの。ただし通院日数7日以内の場合は整骨・接骨院名等記載の領収証(写しでも可))。
- ③その他当社が必要と認める書類

・保険金の請求にかかる書類の取得費用については、保険金支払い可否にかかわらず、全て被保険者の負担とします。

・被保険者が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは事実と異なる記載をしたとき、もしくははその書類もしくは証拠を偽造あるいは変造した場合は、当社は保険金をお支払いしません。

## ■保険金のお支払いについて

・原則として、請求完了日(不備のない請求書類一式が到着した日)からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

・事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、追加の書類もしくは証拠の提出または協力を求めることがあります。

## ■個人情報の取扱い

・株式会社ベネフィット・ワン(保険契約者)は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行等を行うために取得、利用します。また、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、レスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについてはレスキュー損害保険株式会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。  
また当保険はバリュープラス自動付帯のため、保険証券は発行いたしておりません。  
本内容は、2020年4月1日以降に発生した事故・盗難に適用されます。

以上

### お問い合わせ

**ご加入内容・ご請求についてのお問い合わせ**  
株式会社ベネフィット・ワン：0800-111-8090  
(平日 10:00～18:00、土・日・祝日、年末年始を除く)

**引受保険会社**  
レスキュー損害保険株式会社：0570-200-375  
(平日 10:00～17:00、土・日・祝日、年末年始を除く)